

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年9月までの期間及び53年4月から54年12月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年9月まで
② 昭和50年1月から52年9月まで
③ 昭和53年4月から54年12月まで

私は、昭和40年11月頃、実家へ帰ったが、その頃に市役所から国民年金の案内が届き、母にも勧められたので、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、最初にまとめて納付し、後は毎月納付していたことを記憶しているので、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、昭和50年頃にA県B市に転居した際、市役所の職員に教えてもらい、生活保護を受給し、国民年金は免除してもらった。その後、昭和50年12月末にC県D市に引っ越し、E事業所で働いている途中で打ち切られるまで引き続き生活保護を受給していたので、申立期間②及び③の国民年金保険料が法定免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A県B市の職員から教えてもらい、生活保護を受給し、国民年金は免除してもらった。」旨主張しているところ、A県B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「生保 50.10～」、「50.12.24 C県D市に転出」との記載が確認できることから、同市において、何らかの申立人に係る法定免除の届出が行われていたことがうかがえること及び昭和50年10月からC県D市に異動する同年12月24日まで生活保護を受給していたことがうかがえる上、申立期間②当時の生活保護の生活扶助による法定免除の規定では、「生活保護に該当する日に至った日の属する月前における直近の基準月から、これに該当しなくなる日の属する月まで」の期間が対象となることから、申立期間②のうち、

50年7月から同年12月までは法定免除期間に該当するものと考えられる。

また、申立人は、「C県D市に引っ越し、E事業所で働いている途中で打ち切られるまで引き続き生活保護を受給していた。」旨主張しているところ、D市福祉事務所保護課によると、「申立人のケースファイル等については、保存年限経過のため詳細は不明であるものの、保護台帳索引簿によると、申立人の被保護期間は、昭和51年1月1日から56年3月31日である。」と回答している上、申立人の妹は、「姉がD市に帰り、生活保護を受給していたことを覚えている。」旨具体的に証言していることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間②のうち、51年1月から52年9月までの期間及び申立期間③は法定免除の要件に該当するものと考えられる。

さらに、申立人は、「C県D市での法定免除の届出については、具体的にどうしたかは覚えていないが、同市役所では必要な書類は全て記入して提出したし、言われるとおりに手続もした。免除のことも知っていたので、免除手続は必ずしていると思う。」旨供述しているところ、D市福祉事務所保護課は、「保護が開始された場合は、保護連絡票で保護課から国民年金担当課へ通知し、基本的に、本人が国民年金の窓口へ行き、法定免除の届出をするよう指導していた。本人に法定免除の書類を書いてもらい、保護課が代わりに提出することもしていた。」旨回答していることから判断すると、同市において申立人の法定免除の届出が行われていたと考えるのが自然である。

加えて、オンライン記録によると申立期間③は、未加入期間と記録されているものの、申立人の特殊台帳の記録をみると、少なくとも昭和55年3月時点まで、申立期間③は国民年金の未納期間としてD市及び社会保険事務所(当時)から把握されていたことが確認できることから、申立期間②及び③の間に厚生年金保険の記録が追加された際、未加入と処理された可能性も否定できない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として昭和41年11月頃に払い出されていることが推認できるところ、申立人のオンライン記録から、当該払出時点で過年度納付可能な申立期間①直後の39年10月から41年3月までの国民年金保険料が納付済みであることから判断すると、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和50年1月から同年6月までについては、B市生活保護担当は、「申立人に係る生活保護の支給記録は既に廃棄済みであ

る。」と回答しており、前述の同市における被保険者名簿において、申立人が生活保護を受給していたことが確認できない上、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年9月までの期間及び53年4月から54年12月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月1日から29年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を27年9月1日に、資格喪失日に係る記録を29年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を27年9月から28年3月までは2,500円、同年4月から同年10月までは3,500円、同年11月から29年9月までは5,000円、同年10月及び同年11月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から30年1月1日まで

私は、申立期間においてB県C市に所在したA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和27年8月1日から29年12月1日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和27年8月頃から、同社に勤務していたことが認められるところ、申立人が同社を退職後に勤務したとするD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、昭和29年12月に公共職業安定所の紹介でD社に入社した。申立人も同時期の入社であったと記憶している。」旨供述していることから判断すると、申立人は当該期間において、A社に勤務していたものと認められる。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする申立人と同職種の同僚、当該同僚が氏名を記憶している申立人と業務内容及び勤務形態の同質性が高いと推認される複数の同僚については、前述の被保険者名簿により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、当時、同社は、申立人と同質の業務をなしていた従業員について、ほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

しかしながら、前述の被保険者名簿によると、前述の申立人と同職種の複数の同僚が供述する入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日は1か月間の相違が見受けられることから判断すると、A社は、申立期間当時、従業員について、採用月の翌月1日付けで同被保険者の資格を取得させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月1日から29年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚に係る前述の被保険者名簿の記録から、昭和27年9月から28年3月までは2,500円、同年4月から同年10月までは3,500円、同年11月から29年9月までは5,000円、同年10月及び同年11月は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年8月1日から同年9月1日までの期間については、前述のとおり、申立人と同職種であった複数の同僚は、採用月の1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当

該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち昭和 29 年 12 月 1 日から 30 年 1 月 1 日までの期間について

申立人は、「私は、昭和 29 年 12 月まで A 社に在籍し、30 年の正月は D 社で迎えた。」と供述しているものの、前述の D 社の同僚の供述により、申立人は昭和 29 年 12 月に D 社に入社したものと推認できることから、当該期間について、申立人の A 社における勤務実態を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 61 年 2 月 1 日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、47 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで

私はA事業所（現在は、B事業所）に昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 1 月 31 日までCとして勤務したのに、年金記録を確認したところ、60 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが分かった。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録における離職日、及びB事業所の保管する「職員年金基金番号他綴り」における申立人の退職日は、いずれも昭和 61 年 1 月 31 日であることが確認できることから、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人の健康保険整理番号の前後 30 人の全員について、前述の「職員年金基金番号他綴り」における退職日の翌日と厚生年金保険の資格喪失日は一致することが確認できる上、同人らの健康保険被保険者証の返納日及び資格喪失届の処理日又は社会保険業務センターへの被保険者記録の進達日は資格喪失日からおおむね 1 週間程度の日付で記録されているところ、申立人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における健康保険被保険者証の返納日及び社会保険業務センターへの被保険者記録の進達日は昭和 61

年2月3日と記録されており、申立人の退職日である同年1月31日に近接した日付である。

さらに、B事業所は、「雇用保険の被保険者記録の離職日及び申立人に係る『職員年金基金番号他綴り』における退職日は昭和61年1月31日であることから、同年2月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格喪失届を提出したものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和61年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和60年11月の記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から54年2月まで

亡くなった祖母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も婦人会の集金人に納付してくれていた。

集金の都度、集金人が国民年金手帳に受領印を押していたが、受領印を押すところがいっぱいになってしまったので、集金にも来なくなり、新手帳も送られてこなかったため、納付できなかった。

ある時、市役所から過去の国民年金保険料を納付することができるかと連絡があったが、多額（20万円から30万円くらい、又はそれ以上）だったので納付しなかった。

結婚する以前の申立期間の国民年金保険料は祖母が納付してくれているはずだから、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の基礎年金番号は、20歳到達時を資格取得日として平成22年7月13日に付番されていることが確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「集金の都度、集金人が国民年金手帳に受領印を押していたが、受領印を押すところがいっぱいになってしまったので、集金にも来なくなり、新手帳も送られてこなかったため納付できなかった。」旨主張しているところ、A市は、「申立期間当時、婦人会組織による国民年金保険料及び国民健康保険税の集金が行われていたが、当時の婦人会組織に係る資料は既に廃棄しているため、収納状況等は不明である。」旨回答していることから、申立期

間当時における申立人に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人は、「ある時、市役所から過去の保険料を納付することができると連絡があったが、多額（20万円から30万円くらい、又はそれ以上）だったので納付しなかった。」旨主張しているが、これについては、申立人が国民年金の未加入者であったことから、A市が申立人に対して第3回特例納付期間において加入勧奨を行ったものの、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行わなかったものと考えることができる。

加えて、申立期間は101か月と長期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の祖母は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から51年3月まで
私が20歳の頃、母が私の将来のこと考えてA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「私が20歳の頃、母がA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付をしてくれていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和52年1月頃にA市で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きがなされたものと考えられ、申立内容とは符合しない上、当該払出時点では、申立期間のうち、46年8月から49年9月までの期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は56か月と長期間である上、申立期間のうち、昭和48年5月3日から49年10月4日までの期間については、申立人に係る戸籍の附票から申立人の住民票が他の自治体（B市C区）に異動していることが確認でき、当該期間において、制度上、申立人の母親がA市で申立人に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親は高齢で申立期間当時の記憶が曖昧であり、当該期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を

納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったことから、国民年金保険料の納付を負担に感じ、国民年金には加入しなかった。

しかし、平成9年10月に大学院進学が決定したことにより、未加入期間が長期化すると判断して、国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料も遡って一括で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、当該基礎年金番号前後の被保険者記録から平成9年10月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間は、その際に20歳到達時まで資格取得日が遡及したことにより生じた未納期間であると認められるところ、申立人は、「遡って納付した保険料は10万円を超える金額だった。」、申立人の母親は、「遡って納付した保険料は18万円から20万円くらいだった。」旨それぞれ主張している。

しかしながら、申立人の母親が提出した申立人の父親に係る平成8年から11年分の所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）の控えのうち、9年分の確定申告書（申立人の主張のとおり平成9年10月頃に申立期間に係る国民年金保険料を納付した場合、通常、当該納付額は9年分の確定申告書における「社会保険料控除」として計上されるため）からは、申立人及び申立人の母親が主張する上記保険料額が「社会保険料控除」として計上されている状況はうかがえないことから、当該確定申告書をもって、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたとは判断できない。

また、平成9年分以外の確定申告書からも、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見受けられない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年6月まで

私が20歳になった平成7年*月頃、母がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も口座振替を開始するまでは、毎月、区役所で納付書により納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった平成7年*月頃、母がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をした。」旨主張しているところ、i) 申立人のオンライン記録には、国民年金被保険者適用資格取得届を提出していない者に対して職権により年金手帳を発行し手帳を送付した場合に記載される「手帳送付者」の事跡が確認できること、ii) 申立人が所持する年金手帳には、「平成8年5月31日発行」と記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年5月頃に職権により適用されたものと推認され、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入時期を誤認している可能性も否定できない。

また、申立人の母親は、「国民年金保険料は、夫名義の銀行口座から口座振替を開始するまでは、私が毎月、納付書で区役所から納付していた。」旨主張しているところ、申立人を含む兄弟3人の国民年金保険料が納付済みとなっている期間については、オンライン記録の納付日及び保険料額と、申立人の父親に係る普通預金口座の預金取引明細で確認できる振替日及び保険料額は一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期

間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間、39年1月から40年5月までの期間及び41年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和39年1月から40年5月まで
③ 昭和41年7月から45年3月まで

はっきりとした記憶ではないが、役場の人が説明に来た時に夫が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。国民年金保険料は婦人会が毎月集金に来ていたので、夫の分の保険料と一緒に納付していたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和35年10月1日を資格取得日として45年6月頃に払い出されていることが推認できるところ、当該払出時点では、申立期間①、②及び申立期間③のうち41年7月から43年3月までの期間は既に時効により納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人から過年度納付や一括納付の主張もないことから、当該払出時点において婦人会の集金により納付が可能な現年度分以降（昭和45年4月以降）の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和46年4月頃に払い出されていることが推認できるところ、当該払出時点では、申立人の夫の資格取得日は厚生年金保険被保険者の資格喪失日である43年8月1日とされていたものが、その後62年6月5日に当該資格取得日が35年10月1日へ訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間①、②及び申立期間③の一部期間を含む、36年4月から

43年7月までの期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、申立人が主張する申立期間における夫婦二人分の保険料納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 32 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 19 日までの期間において A 社に継続して勤務していたが、32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までの期間の同社 B 支店、及び 36 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの期間の同社 C 作業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立期間の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍謄本により、申立人の次女が昭和 33 年*月に D 県 E 町 (現在は、F 市) で出生したことが推認できる上、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 (当該同僚は、昭和 33 年頃から D 県 E 町で勤務していた旨供述)、及び同社 C 作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から判断すると、申立人が、36 年 4 月 1 日以前から同社 C 作業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の同僚二人は、「私は、昭和 33 年から A 社 C 作業所で勤務していたが、36 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」、「私は、昭和 34 年から A 社 C 作業所で勤務していたが、36 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」とそれぞれ供述していることから判断すると、A 社 C 作業所は、必ずしも従業員全員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限

らない状況がうかがえる。

また、A社は、「申立人の勤務地、勤務期間、及び厚生年金保険料の控除については資料が無く全て不明。」と回答しており、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び同資格取得日は、それぞれオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿及び当該被保険者原票によると、申立人と同様に、A社B支店に係る厚生年金保険の被保険者期間及び同社C作業所に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録が継続していない者が多数確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月頃から 39 年 3 月頃まで
② 昭和 39 年 8 月頃から 43 年 4 月頃まで
③ 昭和 45 年 3 月頃から 48 年 12 月頃まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社のD工事に従事していたことはいかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人と同じD工事現場で勤務していた。A社は、当該工事現場で働く作業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述しているところ、申立人が同じD工事現場で一緒に勤務していたとして氏名を記憶している同僚の中には、前述の被保険者名簿において氏名が確認できない者がいることなどから判断すると、同社は必ずしも当該工事現場で働く作業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も

無い。

2 申立期間②について

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及び事業主の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は当時の資料を保管しておらず、「厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」と回答している。

また、事業所番号等索引簿によると、B社は昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、39年8月頃から40年9月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年9月1日より以前に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

加えて、申立人はB社において一緒に勤務していたとする4人の同僚の氏名を記憶しているところ、申立期間のうち昭和40年9月1日から43年4月頃までの期間について、同社の経営者の親族であったと記憶する同僚の一人には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の3人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

その上、前述の被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及びC社に係る商業登記簿謄本により同社の取締役であることが確認できる者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿から、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、前述の取締役は、「当時の資料は残っていないが、C社は厚生年金保険の適用事業所ではない。このため、私も同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、当該取締役に係る同社の厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

私は、A社で勤務していた期間について、最初はBとして、後にCとしての業務に従事した。

申立期間において、B及びCの業務に従事する者の給与額は約 15 万円であったが、当該期間における標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額に比べて 9 万 8,000 円と低く記録されている。

申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から判断すると、申立期間のうち離職直前の 6 か月間（平成 4 年 11 月から 5 年 4 月までの期間）において、申立人の給与支給額の平均は 13 万 9,000 円相当であり、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を上回る給与額であったことがうかがえる上、申立人と同様の標準報酬月額であることが確認できる申立人と同職種であると推認される複数の同僚らは、「A社から実際に支給されていた給与額と比較してオンライン上の標準報酬月額は低く記録されている。」と供述している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からの回答も得られないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認する関連資料等を得ることはできない。

また、オンライン記録により、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立人のA社に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

なお、申立人の職種及び申立期間とは勤務時期がそれぞれ異なるものの、A社に係る給与明細書の一部を所持していた同僚の当該明細書の記載内容を検証したところ、同社は当該同僚について、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を上回る給与額を支給していたことは確認できるものの、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の上の標準報酬月額と一致、又は下回っていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。